

「行政への報告基準」

- 同一の感染症や食中毒で**1週間内に重篤者（入院例）、または死亡者が2人以上発生した場合**
- 同一の感染症や食中毒で**患者が10名以上または全利用者の半数以上が発生した場合**
- **通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合**

社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日 厚生労働省局長通知）

該当する場合は泉区福祉保健センター健康づくり係に報告してください

「行政への報告内容」

報告をいただいた際や訪問調査時に、必要な情報は次のとおりです。事前に資料の準備・情報の整理をしてください。

施設の概要	<ul style="list-style-type: none">①施設の見取り図（全体図、フロア別に部屋や区分がわかる図）②利用者の一覧表（利用人数、部屋割りなどがわかるもの）③利用者の食事時などの座席表④職員の一覧表（職員数、勤務体制などがわかるもの）
発生状況	<ul style="list-style-type: none">①発症時期、主な症状②発症者数、発症場所
発症者の病状等	<ul style="list-style-type: none">①症状（嘔吐・吐き気・下痢、発熱、咳等）②発症者の受診状況（対応状況）③重症者の有無（入院者の人数や病状等）④発症者の自立度（清潔行動の状況）⑤現時点で判明している診断名、病原体名⑥ワクチン接種歴・最終接種日
行動調査	<ul style="list-style-type: none">①発症前のイベントの有無②初発患者の感染する機会（面会・外出など）③感染が拡大する共通行動の有無
施設の感染症対応マニュアルの有無・施設の対応状況 など	